

5 定義と範囲

(1) 生産額

県内生産額は、県内で行われた生産活動により、対象期間中に生産された価値の総計で、産業連関表の列と行の最後に位置し、その両面をコントロールする極めて重要な数値です。この意味で、生産額をコントロール・トータルズ（Control Totals、略してCT）とも言います。

推計に際しては、産業連関部局長会議「令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱」等の資料を基盤に、可能な限り全国表の10桁分類単位で推計作業を行っています。

(2) 内生部門

① 農林漁業

(定義と範囲) : 耕種農業及び畜産等の農業、育林及び素材等の林業、海面及び河川等の漁業に係る生産活動です。

(補足等) : 農業には動植物の育成成長分や農家の自家消費分、林業には立木の保護育成がそれぞれ含まれます。ただし、林道や治山等は建設に区分されます。

② 鉱業

(定義と範囲) : 石炭・原油・天然ガス及び砂利・採石等に係る生産活動です。

③ 製造業

(定義と範囲) : 飲食料品及び繊維製品をはじめ、日本標準産業分類の大分類E「製造業」に係る生産活動です。

(補足等) : 13部門分類の場合、製造業は仮設部門の事務用品を含みます。

④ 建設

(定義と範囲) : 国、地方公共団体及び民間による建築や土木建設に係る生産活動です。工事に係る用地費等は生産額に含めません。

⑤ 電気・ガス・水道

(定義と範囲) : 電気及び都市ガス等に係る生産活動です。

⑥ 商業

(定義と範囲) : 卸売及び小売に係る生産活動です。

本部門は売上から仕入を差し引いた商業マージン額のみ生産額に計上します。

⑦ 金融・保険

(定義と範囲) : 金融及び保険に係る生産活動です。

金融はFISIMにより評価される仲介サービスと手数料収入を生産額に計上します。また、保険は生命保険及び損害保険の帰属保険サービスを生産額に計上します。

⑧ 不動産

(定義と範囲) : 不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料に係る生産活動です。

住宅賃貸料は家賃収入と帰属家賃を生産額に計上します。

⑨ 運輸・郵便

(定義と範囲) : 鉄道及び道路輸送等に係る生産活動です。

⑩ 情報通信

(定義と範囲) : 通信及び放送等に係る生産活動です。

⑪ 公務

(定義と範囲) : 国、地方公共団体等、政府関係機関に係る生産活動です。

(補足等) : 非市場生産者（一般政府）に分類されますが、教育や研究等の準公務及び社会保障基金に格付けされる部門を除いたものです。

⑫ サービス

(定義と範囲) : 廃棄物処理及び教育・研究等に係る生産活動です。

⑬ 分類不明

(定義と範囲) : いずれの部門にも属さない財・サービスに係る生産活動です。

(補足等) : 他の列・行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあります。

(3) 最終需要部門

① 家計外消費支出（列）

(定義と範囲) : 交際費や接待費といった企業等の経費、いわゆる企業消費に該当する宿泊・日当、交際費及び福利厚生費です。

(補足等) : 最終需要部門は財・サービス別に全産業の消費額を計上します。

② 家計消費支出

(定義と範囲) : 家計の消費支出額から、中古品等の販売額を控除し、県外からの現物贈与を加算する等した額です。消費支出は、土地や建物等以外に対するすべての支出を指し、未使用分を含む財の購入額の全額を計上します。

③ 対家計民間非営利団体消費支出

(定義と範囲) : 対家計民間非営利サービス団体の生産額（経常コスト）から他部門への販売額を差し引いた額、つまり自己消費額にあたり、対家計民間非営利団体の生産額のうち他部門に対する産出を除いた額を計上します。

④ 一般政府消費支出

(定義と範囲) : 中央・地方政府の生産額（経常コスト）から他部門への販売額を差し引いた額、つまり自己消費額にあたり、一般政府の生産額のうち他の部門に対する産出を除いた額を計上します。

⑤ 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

(定義と範囲) : 中央・地方政府が保有する道路、ダム及び防波堤等の建物・構築物及び研究・開発等の資産（社会資本）に係る固定資本減耗分を計上します。

⑥ 県内総固定資本形成

(定義と範囲) : 中央・地方政府、対家計民間非営利団体、市場生産者及び家計の県内における建設物、機械、装置、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む）等の固定資産の取得からなります。取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃・取引マージンといった直接費用を含めた上で、のれん代等の非生産資産を含まず、購入価格を除いた土地の造成・改良費を計上します。

(補足等) : 耐用年数が1年以上で単価が10万円以上の資本財が、固定資産に該当します。仕掛品は原則として使用者が所有権を得るまで在庫に分類されますが、建築物については工事の進捗をもって生産額とし、それを資本形成とします。

⑦ 在庫純増

(定義と範囲) : 生産を行う産業が保有する生産者製品在庫や半製品・仕掛品在庫、商業部門が保有する流通在庫、その他各部門が保有する原材料在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価した額を計上します。

⑧ 移輸出

(定義と範囲) : 県内で生産された財・サービスの国外に対する「輸出」及び国内の他都道府県に対する「移出」を計上します。ただし、通過取引は含みません。

⑨ (控除) 移輸入

(定義と範囲) : 県外で生産された財・サービスの国外からの「輸入」及び国内の他都道府県からの「移入」、その関税及び輸入品商品税を計上します。ただし、通過取引は含みません。

(4) 粗付加価値部門

① 家計外消費支出(行)

(定義と範囲) : ※ (3)最終需要部門/①家計外消費支出(列)を参照

(補足等) : 粗付加価値部門は産業別にその支出額を計上します。

② 雇用者所得

(定義と範囲) : 県内の雇用者に対し、労働の報酬として支払われる一切の所得を計上します。雇用者所得は県内概念で把握されるため、居住・非居住を問わず県内で発生した雇用者の所得となります。

(補足等) : 従業者のうち有給役員及び雇用者に対応する所得を範囲とします。

③ 営業余剰

(定義と範囲) : 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税-補助金)を除いた額を計上します。

(補足等) : 従業者のうち個人業主、家族従業者に対応する所得は、雇用者所得ではなく営業余剰に含まれます。また、営業余剰は市場生産者のみで発生します。

④ 資本減耗引当

(定義と範囲) : 生産過程で消耗される固定資産の価値を補填する概念であり、減価償却費と資本偶発損を計上します。減価償却費は固定資産の通常の磨耗と損傷に、資本偶発損は火災、風水害、事故等による不慮の損失に対する費用です。

⑤ 資本減耗引当(社会資本等減耗分)

(定義と範囲) : ※ (3)最終需要部門/⑤一般政府消費支出(社会資本等減耗分)を参照

⑥ 間接税

(定義と範囲) : 生産、販売、購入または使用に課せられる租税等で、税法上所得に該当せず、その負担が最終購入者へ転嫁される額を計上します。なお、財政収入を目的とする事業所得にあたらぬ税外収入も間接税となるため、消費税も本項目に含まれます。

(補足等) : 関税と輸入品商品税は本項目に含めず、最終需要の控除項目として移輸入に計上します。

⑦ (控除) 経常補助金

(定義と範囲) : 中央・地方政府から市場生産者の経常費用を賄うために交付され、生産物の市場価格を低下させるような経常交付金を計上します。

(補足等) : 投資を支援するための支払や運転資産を損失補填するための支払は本項目に含みません。